

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成23年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成23年2月25日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦



大槌川	内共第11号	大槌河川漁業協	300	120	7	5					2			2						
小澁川	内共第12号	同組合	200	120	20	5					2			2						
鶴住居川	内共第13号	鶴住居川漁業協 同組合	400	50	30	10		10			3			4						
片岸川	内共第14号	唐丹町河川漁業	50	15	15						2			1						
熊野川	内共第15号	協同組合	50	15	15						2			2						
吉浜川	内共第16号	吉浜漁業協同組 合		52	31									2						
盛川	内共第17号	盛川漁業協同組 合	800	400	50	30					7			1	2				-	
気仙川	内共第18号	気仙川漁業協同 組合	1,500	800	100	40		10			2			22	2				4,800	
新井田川	内共第19号	西部九戸河川漁 業協同組合	200	140	30	20		10				2	2	2						
馬淵川	内共第20号	上馬淵川漁業協 同組合	900	400	100	20								5						
		南部馬淵川漁業 協同組合	2,500	300	100	30									2	2				
米代川	内共第21号	岩手県米代川漁 業協同組合		37	30									2						
北上川（上流 部）	内共第22号	北上川漁業協 同組合	500	200	65	30		10						2	1					
岩洞湖	内共第23号	岩洞湖漁業協同 組合		80	60			200	120					5		10	5	5		20,000
松川	内共第24号	松川淡水漁業協 同組合	200	150	300									4	3					
雫石川	内共第25号	雫石川漁業協同 組合	2,000	500	150			300						12	1					1,000

		雫石川東部漁業協同組合	200	30	20	10		10						5	2						
築川	内共第26号	盛岡河川漁業協同組合	300	200	30	10								5	2						
稗貫川	内共第27号	稗貫川漁業協同組合	1,200	500	50	20								38	2						
猿ヶ石川	内共第28号	上猿ヶ石川漁業協同組合	600	400	100	20		50						25		1	1			100	1
		猿ヶ石川漁業協同組合	350	150	50	30		100								1	1	1	10		10
豊沢川	内共第29号	豊沢川漁業協同組合	600	180	20	10		10						32							
和賀川（上流部）	内共第30号	西和賀淡水漁業協同組合	300	50	50									1	1						
和賀川（下流部）	内共第31号	和賀川淡水漁業協同組合	1,200	300	100	10								3	3						
胆沢川	内共第32号	胆江河川漁業協同組合	250	40	10	5								4	3						
広瀬川	内共第33号				30		5							2							
人首川	内共第34号				70	10	5							3							
衣川	内共第35号	衣川漁業協同組合	200	30	30									5							
磐井川	内共第36号	磐井川上流漁業協同組合		100	100									1							
砂鉄川	内共第37号	砂鉄川漁業協同組合	1,400	200	20	20								19	3						
大川	内共第38号	室根淡水漁業協同組合	70	30	10									4							
津谷川	内共第39号			20	20	10								3							

合 計	22,580	12,399	3,062	435		740	120	1,000尾	51	15	2	261	44	13	8	15	11,100	110	21,600	1
-----	--------	--------	-------	-----	--	-----	-----	--------	----	----	---	-----	----	----	---	----	--------	-----	--------	---

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あ ゆ 1尾の重量 6グラム

やまめ     "     6     "

いわな     "     6     "

うなぎ     "     30    "

こ い     "     50    "

2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。

3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。

4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定する等産卵場の保護措置を講ずるものとする。

5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。

6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。